

第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び 支援等に関する基本計画

~ 暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして ~

平成 31 年(2019 年)3 月

北 海 道

目 次

弟	7		計	囲	U)	趣	Ħ																															
	1		計	画	策	定(のま	取	旨			•	•	•	•	•				•			•					•	•						•			1
	2		計	画	の ⁻	位i	置化	寸 (け			•										•					•											2
	3		計	画	の	期	間				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第	2		配	偶	者	か	らく	D ∤	暴	力	被	害	の	現	状																							
	1		被	害	の	状	況					•	•		•	•	•			•		•					•	•	•				•		•			3
	2		相	談	等	ာ း	伏》	兄				•	•		•	•	•			•		•					•	•	•				•		•			5
	(1)	全	国	<u>က</u>	状》	兄				•	•		•	•	•			•		•					•	•	•	•			•		•			5
	(2)	北	海	道(の丬	犬	況													•					•											7
	(3)	全	玉) ح	<u></u> ወ	七	詨			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第	3		施	策	の	概	要																															
	1		基	本	的	なき	考	₹.	方			•										•					•										1	3
	2		施	策	の	体	系			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第	4		基	本	的	なこ	方向	句。	؛ ځ	具	体	的	な	取	組																							
	Ι		配	偶	者	b) i	S 0.) {	暴力	ታሪ	カオ	泿糺	絶																									
	月	標	1		配.	偶:	者 /	<u>5</u> \	ĥ	<u>の</u>	暴	カ	防	ıŀ	ı	向	ı	· †-	· 啓	: 発																		
	_	1					ロ かi														_	淮															1	6
		2					にさ												,,	•	•	•							•					•				8
		+##			у ф	+ .			7 €		Ь	+0	=火	/+	# 1	<u> </u>			7																			
	H		2				者(阳	謑	14	币!	(0)	π	夫	=																		4	_
		1					の!					.	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
							に。 88 /								ᆂᄓ	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		9
							関係											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		. C
				-		-	へ(*				-		. –																									1
							者剶	泰.																														1
			2				4 il 2	.						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		1
							制化	-																														2
							者剶																													•		2
			2			_	++																									•				•		4
							村。																															5
		(4)	6	ወንሳ	他(ハ	觢	糸	機	関	ح	の	連	携			•	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	٠	•	2	. 5

Ī	目 7	標 3	3	そ全	なん	呆護	り	た	め	<u></u> න	体	制	の	整	備		充	実																	
		1	保護	体	制の)充	実			•					•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•					•		2	6
		(1) 道	重立:	女性	生相	談	援	助·	セ	ン	タ	_	(婦	人	相	談	所)				•	•	•	•	•	•			•		2	6
		(2) –	- 時	保証	隻を	·委	託	す	る	施	設										•			•				•					2	7
		2	保證	養命	令#	削度	の	利	用			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	目 7	標 4	初	支害:	者(の自	立	の	支	援																									
		1	自立	支持	爰		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	目 7	標 5	耳		機関	り 、	団	体	の :	相.	互	の	連	携	協	力																			
		1	民間	引団·	体と	- 0	連	携			•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
		2	市田	丁村.	、厚	 目係	機	関	.	団(体	等	ح	の	連	携	協	力			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
	目 7	標 6	聙	哉務	関係	系者	íの	研	修	• .	人	材	育	成	, の	充	実																		
		1	職系	Ŋ関·	係者	皆の	研	修	•	人	材	育	成			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		2	加鲁	者	更生	Ė٢٥	.関	す	る	調	查	研	究	等	の	促	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
	目	標 7	ż	情	~ (の遃	切	な	対	応																									
		1	苦情	与処 :	理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
,	П	Ħ	女平	: *** =	ᆇᅲ	. <i>+</i>	70 5	= -	L 7	7 ±		. ,,	ት :	7 5	큐 -	L /	ר+ ע +	F 4	7 .																
	Ц	73	X T	- ₹ 3	沙 四	42	ᆵ	= 5	7 6	א ע	ינ	יז כ	ሦላ	9) ¥	茶ノ	,) (ノイリ	区市	5																
		1	男女	平	等才	多画	Īを	阻	害	す .	る	暴	力	根	絶	1=	対	す	る	取	組	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
* =	±.:	次业																																	
少了		資料 1		- =⊥:	雨~	ᅡᆉ	· =	- ≱-	± :	<u></u> +∞ -	_	_		ज्य					_	_	_			_	_	_	_	_	_		_	_	_	1	4
		1	基本				-	-								≠	•	· /모	• =#	* *		BB	•	z	:+	· 分	•	•	•	•	•	•	•	-	1
		2	配偶											-												1丰			•	•	•	•	•	4	2
		3	配货施金								_						נט	木	謢	寸	U)	15	נא	נט										_	Ω
			липп	5 I. I	ᄣ		ᄶ	А	H۱.	/_	л	πT	(+1/1	太工)										•	•				•	•	-	: `	()

第1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

特に、配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、被害が潜在化しやすく、また、その被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

男女平等参画社会の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、適切な保護を図ることが必要であり、道民一人ひとりが、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることについて認識を深めることが大切です。

平成 13 年 10 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され、国及び地方公共団体による被害者の保護義務等が明示されるとともに、相談体制などの整備が図られ、配偶者からの暴力に対する社会的認識が高まりました。

また、平成 16 年 12 月に策定された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を受け、道においても、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 3 月に「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定し、更に、平成 26 年 7 月には、平成 25 年 6 月の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も適用対象とする配偶者暴力防止法の改正とそれに伴う平成 26 年 1 月の基本方針の改定等を踏まえ、「第 3 次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」(以下「前回計画」という。)を策定し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めてきました。

こうした中、平成30年3月に「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、また、前回計画の期間が平成30年度までとなっていることから、この度、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、計画を策定しました。今後、この計画に沿って施策等を着実に推進し、暴力のない男女平等参画社会の実現を目指します。

〇配偶者

本計画では、性別に関わらず、次の者を「配偶者」と表記します。

- (1) 配偶者及び元配偶者
- (2) 婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者(事実婚を解消した場合を含む。)
- (3) 生活の本拠を共にする交際相手(同性を相手とする交際も含む。)

〇交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない交際相手いわゆる「恋人」(同性を相手とする交際も含む。)などを「交際相手」と表記します。

Oパートナー

本計画では、配偶者及び交際相手を「パートナー」と表記します。

2 計画の位置付け

- (1) この基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、道における配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な考え方、施策の 方向性と総合的な体系を定めるものです。
- (2) また、持続可能な開発目標 (SDGs)の達成に資する基本計画に位置づけられた第3次 北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関 わる具体的な施策の方向を示すものです。
- (3) 道の各機関は、相互に連携協力し、この計画を推進するとともに、他の行政機関、市町村、 民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進への理解と協力を要請します。

3 計画の期間

計画期間は、2019 年度から概ね 5 年間とし、配偶者暴力防止法又は国の基本方針が見直された場合や、社会情勢の変化に伴い、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2 配偶者からの暴力被害の現状

1 被害の状況

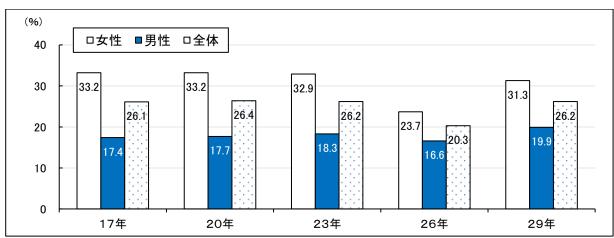
内閣府では、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、 平成 14 年から 3 年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施しています。

平成 29 年度の同調査では、配偶者からの暴力被害を受けたことがある人は、26.2%となっており、約4人に1人が、配偶者からの暴力を受けた経験を有しており、性別では、女性の約3人にひとり、男性の約5人にひとりの割合となっています。

平成 17 年度以降の調査結果を時系列的に比較すると、平成 26 年度の調査では、女性の被害者の減少が見られましたが、配偶者からの被害経験自体には、大きな変化はみられません。 (図 1)

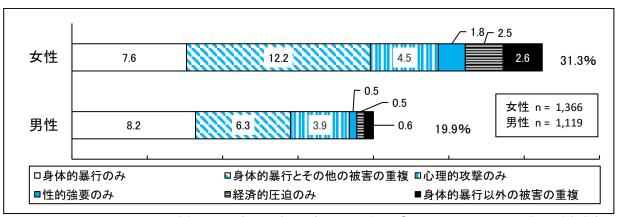
平成 29 年度の調査では、被害の内容として、男女ともに、「身体的暴行のみ」と「身体的暴行とその他の被害の重複」を合わせ、身体的暴行を受けている人の割合が高くなっています。 (図 1-2)

図1 配偶者からの被害経験(これまで)(配偶者がいる(いたことのある)人のうち)



(資料出所:内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

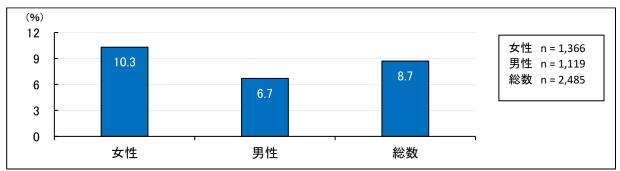
図1-2 配偶者からの被害経験(被害の内容)



(資料出所: 平成 29 年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

また、これを1年以内に被害にあったことのある人に限っても、配偶者がいる(いたことがある)女性の約10人に1人が、何らかの被害にあっていると回答しています。(図2)

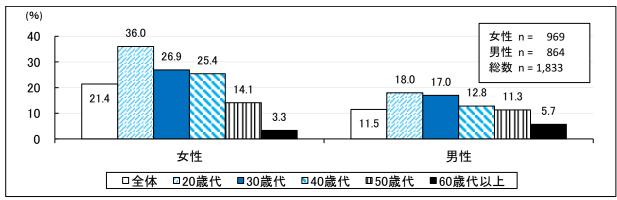
図2 配偶者からの被害経験(過去1年以内)(配偶者がいる(いたことのある)人)



(資料出所: 平成 29 年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

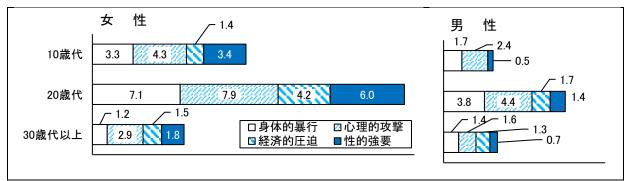
交際相手からの被害については、女性の約5人に1人、男性の約9人に1人が受けており、特に、20歳代の女性では、36%の方が被害を受けたことがあると回答しています。(図3)被害にあった年代では、男女ともに20歳代が高く、被害の内容としては、心理的攻撃、身体的暴行が高くなっています。(図3-2)

図3 交際相手からの被害経験(これまで)(結婚している方は、結婚前)



(資料出所: 平成 29 年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

図3-2 交際相手からの被害経験(被害時の年令)



(資料出所:平成 29 年度内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」)

2 相談等の状況

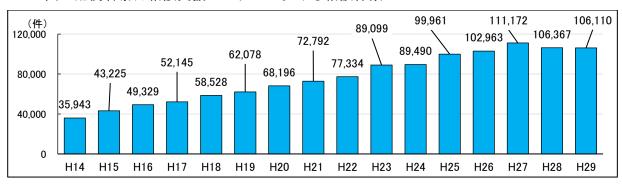
(1)全国の状況

a 相談

全国の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 30 年 7 月現在で、281 か所となっており、前回計画策定前年の平成 25 年 7 月現在に比べ 49 か所増加しました。

また、同センターにおける全国の相談件数は、平成 29 年度は 106,110 件となっており、5 年前の 平成 24 年度に比べると、16,620 件、約 19%増加しています。(図 4)

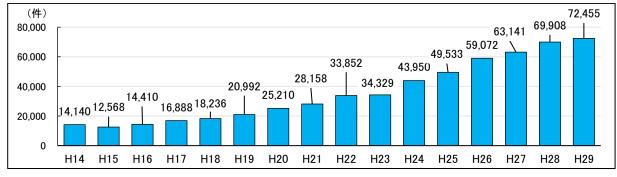
図4 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(資料出所:内閣府男女共同参画局)

全国の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、年々増加しており、平成 29 年は、72,455 件と、5 年前の平成 24 年に比べると、約 65%増加しています。(図 5)

図5 全国の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数

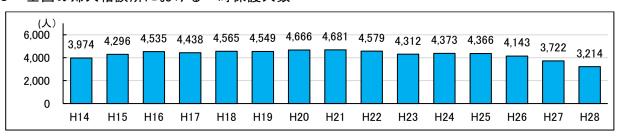


(資料出所:警察庁HP)

b 一時保護

全国の婦人相談所における一時保護人数は、減少の傾向にありますが、依然として 3,000 人を超える方が配偶者からの暴力により一時保護されています。 (図 6)

図6 全国の婦人相談所における一時保護人数

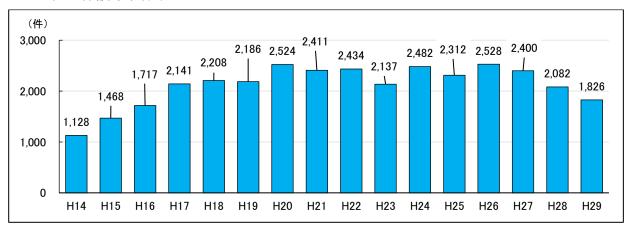


(資料出所:厚生労働省)

c 保護命令

配偶者暴力防止法に基づく全国の保護命令事件の処理(保護命令発令)件数は、平成 17 年以降、毎年、2,000 件を超えていましたが、平成 29 年は、前年より 2 割程度減少し、1,826 件となっています。(図 7)

図7 全国の保護命令件数



(資料出所:最高裁判所)

d 配偶者による暴力事件

警察では、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法その他の関連法令の積極的な適用により、加害者を検挙しており、全国における配偶者からの暴力事案等の刑法犯等検挙件数は、平成 26 年以降、増加が続いています。

なお、配偶者暴力防止法の保護命令違反の検挙件数は、平成 25 年以降、概ね 100 件前後で 推移しています。 (表 1)

表 1 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移(全国)

年 次 区 分	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯等検挙件数	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342
殺人(未遂含む)	61	102	99	102	91
傷害(致死含む)	2,000	2,891	2,965	2,991	2,937
暴行	1,771	3,202	4,091	4,409	4,510
脅迫	97	144	143	153	149
住居侵入	44	58	59	62	63
その他	327	478	557	574	592

保護命令違反検挙件数	110	120	106	104	80
					i

(資料出所:警察庁HP)

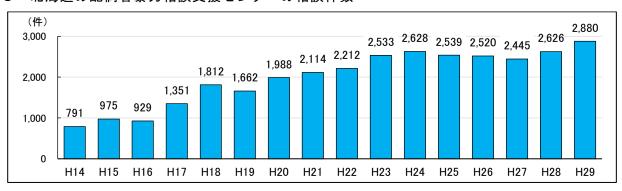
(2) 北海道の状況

a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターの設置数は、平成 29 年度末現在で 20 か所となっており、同センターでの相談件数は、平成 24 年度までは右肩上がり増加傾向で推移してきましたが、近年は横ばいで推移しており、平成 29 年度は、2,880 件となっています。(図 8)

なお、地域別の相談受理は、札幌市が一番多く、1,388件となっています。 (表 2)

図8 北海道の配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(資料出所:北海道環境生活部)

表 2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理件数 (平成 29 年度実績)

区分	札幌市	空 知 総 振興局	1年日 7年	後 総 合 振興局	胆 振総 合振興局			檜 山 振興局	上 川総 合振興局	留 萌振興局	宗 谷 合振興局	オホー ツク 総 合 振興局	総合	釧 路 総 合 振興局	根室振興局	道外	不明	総数
相談件数	1,388	43	110	22	179	7	452	5	129	1	7	15	79	94	9	8	332	2,880
(%)	(48.2)	(1.5)	(3.8)	(0.8)	(6.2)	(0.2)	(15.7)	(0.2)	(4.5)	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(2.7)	(3.3)	(0.3)	(0.3)	(,	(100.0)

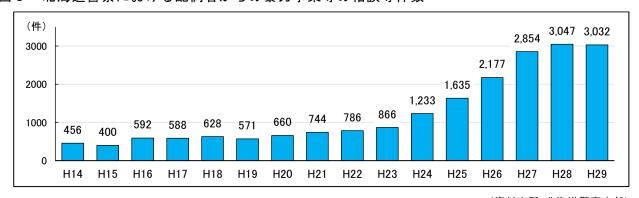
(資料出所:北海道環境生活部)

配偶者暴力相談支援センター以外の相談窓口としては、北海道警察のほか、民間シェルター(8か所)、法務局(4か所)、婦人相談員を設置している市(12市)があります。

北海道警察における相談等件数は、事案の凶悪化を背景とした対策の強化等により、平成 24 年以降、増加していましたが、平成 29 年は、前年に比べ 15 件減少しています。(図 9)

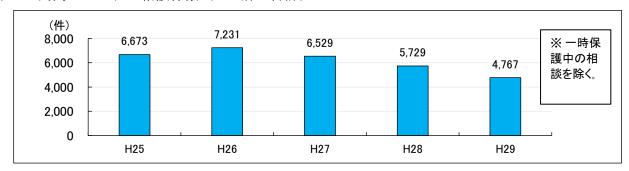
なお、道内の関係機関における相談等件数の総数は、横ばいで推移しています。(図 13)

図9 北海道警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



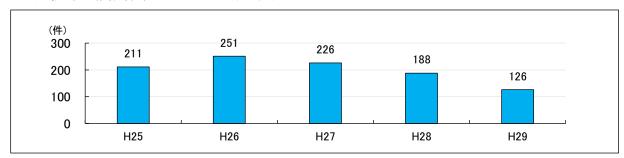
(資料出所:北海道警察本部)

図 10 民間シェルター相談件数 (8 か所の合計)



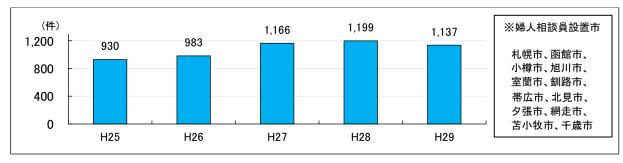
(資料出所:北海道環境生活部)

図 11 法務局の相談件数 (全道 4 か所の合計)



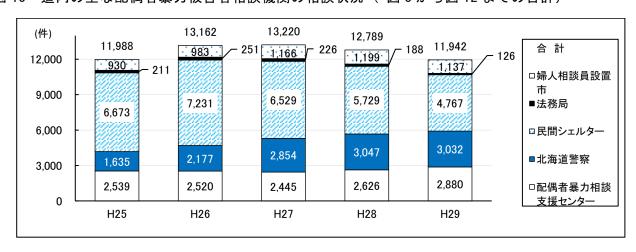
(資料出所:札幌法務局)

図 12 婦人相談員設置市における相談件数(配偶者暴力による来所相談)



(資料出所:北海道環境生活部)

図 13 道内の主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況 (図8から図12までの合計)



b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターのほか、迅速かつ広域的に行うため、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなど 12 か所に道が業務を委託して行っており、これらを合わせた一時保護人数は、平成 27 年度以降、減少傾向にあり、平成 29 年度の一時保護人数は、配偶者暴力防止法の施行以降、最少の 219人となっています。(図 14)

(人) ■女性相談援助センター □民間シェルター等 H14 H15 H16 H17 H19 H20 H22 H27 H28 H29 H18 H21 H23 H24 H25 H26

図 14 道立女性相談援助センター等における一時保護人数

(資料出所:北海道立女性相談援助センター)

平成 29 年度の一時保護入所者の状況を見ると、年齢別では、従前から同様に 30 歳代を頂点とする山なりの状況となっており、20 歳から 40 歳代で約 8 割を占めています。(図 15)

世帯類型では、単身者が90人、同伴者のある人が129人となっており、被害者のうち半数以上の人が、子どもなど家族を同伴している状況となっています。(表 3)

また、一時保護所入所に至る経路別では、警察関係が最も多く88人(40.2%)、次いで、市の婦人相談員(19.6%)、他の相談機関(14.2%)などとなっています。なお、本人自身や配偶者暴力相談支援センターからの依頼は18.2%となっています。(表4)

(人) ■女性相談援助センター ロ民間シェルター等 11 /- 4 18~19歳 18歳未満 20~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳 60歳以上

図 15 年齢別一時保護状況 (平成 29 年度実績)

(資料出所:北海道立女性相談援助センター)

表 3 世帯類型別一時保護状況 (平成 29 年度実績)

			(単位:人)
区 分	単 身	同伴あり	総数
女性相談援助センター	38	43	81
民間シェルター等	52	86	138
計	90	129	219
(%)	(41.1)	(58.9)	(100.0)

※人数には同伴する子どもは含まない。

(資料出所:北海道立女性相談援助センター)

表 4 経路別一時保護状況 (平成 29 年度実績)

(単位:人)

区分	本人自身	DVセン ター	警察 関係	法務 関係	他県の 婦 人 相談所	婦人	福祉 事務所	他の 相談 機関	社会 福祉 施設等	医療 機関	教育 関係	縁故者 ・知人	その他	総数
女性相談援助センター		5	43			21	4	8						81
民間シェルター等	20	15	45			22	4	23		3		1	5	138
計	20	20	88	0	0	43	8	31	0	3	0	1	5	219
(%)	(9. 1)	(9.1)	(40. 2)	(0.0)	(0.0)	(19. 6)	(3. 7)	(14. 2)	(0.0)	(1.4)	(0.0)	(0.5)	(2.3)	(100.0)

※他の相談機関には、振興局、町村、民間シェルター等を含む。 (資料出所:北海道立女性相談援助センター)

※人数には同伴する子どもを含まない

表 5 被害者の居住地域別一時保護状況 (平成 29 年度実績)

(単位:人)

区	分	札幌市	空 総 振興	知合局			胆 振 合 振興局	日高振興局	渡 島 総 合 振興局	檜 山 振興局	上 川 総 合 振興局	留 萌振興局	総合	オホーック 総 合 振興局	総合	釧 総 合 振興局	根室振興局	道外	総数
て性相談 2ンター		44		4	12	;	3				2	1		2	4	2	2	2	81
記間シェ ≀一等	・ル	8			7		44	3	37		8			8	6	7		9	138
計	-	52		4	19		47	3	37	0	10	1	0	10	10	9	2	11	219
(%	5)	(23. 7)	(1.	. 8)	(8. 7)	(1.8)	(21.5)	(1.4)	(16. 9)	(0.0)	(4. 6)	(0.5)	(0.0)	(4. 6)	(4. 6)	(4. 1)	(0.9)	(5. 0)	(100.0)

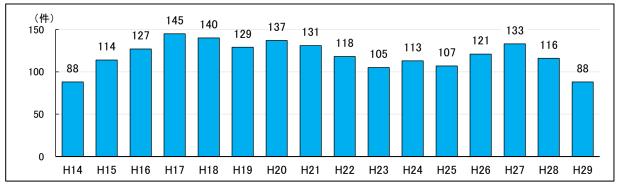
※人数には同伴する子どもを含まない

(資料出所:北海道立女性相談援助センター)

c 保護命令

平成 29 年における道内の保護命令事件の処理(保護命令発令)件数は、前年より 2 割程度 減少し、平成 17年以降最小の 88件となっています。 (図 16)

図 16 道内の保護命令件数



(資料出所:最高裁判所)

d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者からの暴力事案等の刑法犯等検挙件数は、全国と同様に平成 26 年以降、 増加していましたが、平成 29 年は、前年に比べ 13 件減少しています。

なお、平成 29 年の配偶者暴力防止法の保護命令違反の検挙件数は、4 件となっています。 (表 6)

表 6 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移(道内)

年次区分	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯等検挙件数	191	268	282	322	309
殺人(未遂含む)	2	5	6	4	4
傷害(致死含む)	99	142	135	162	163
暴行	68	91	100	121	107
脅迫	4	4	7	10	10
住居侵入	2	2	2	2	4
その他	16	24	32	23	21
保護命 会違反 	0	1	4	2	4

 保護命令違反検挙件数
 0
 1
 4
 2
 4

(資料出所:北海道警察本部)

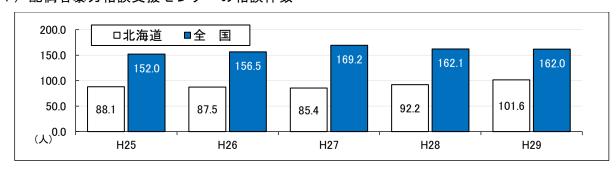
(3)全国との比較

配偶者暴力相談支援センターの相談件数(図 4、図 8)、婦人相談所等における一時保護人数(図 6、図 14)及び裁判所による保護命令件数(図 7、図 16)について、過去 5 年間の状況を女性の人口 1 万人当たりの割合で比較すると、相談件数は全国の概ね 6 割程度、一時保護件数は、全国の約 1.5 倍、保護命令の件数は同程度となっています。(図 17)

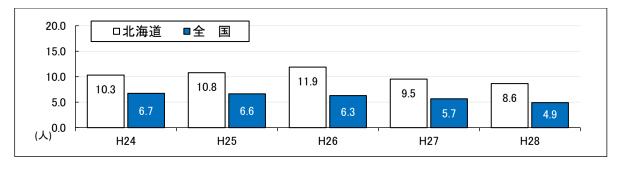
図 17 (1) の相談件数には、配偶者暴力相談支援センター以外で受けている民間シェルター等の相談件数は含まれていませんが、(2) の一時保護件数には、民間シェルター等の件数も含まれています。民間シェルターの設置数が全国で 108 団体(平成 29 年 11 月現在) ある中、本道では8 団体と他府県に比較して多くの民間シェルターが設置されていることから一時保護件数が多い状況になっていると考えられます。

図 17 全国との比較(女性の人口 1 万人当たり)

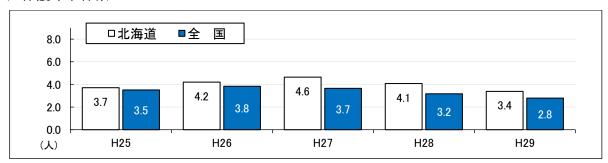
(1) 配偶者暴力相談支援センターの相談件数



(2)一時保護件数



(3) 保護命令件数



第3 施策の概要

1 基本的な考え方

(配偶者からの暴力を始めとした男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす 言動をも含むものです。

配偶者からの暴力を根絶するためには、国、道、市町村が防止等に向けた施策を積極的に実施することはもとより、道民一人ひとりが配偶者や交際相手等のパートナーからの暴力は重大な人権侵害であることについて認識を深め、これを容認しない社会の実現に向けて主体的に取り組むことが必要です。

北海道は、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、パートナーからの暴力など男女 平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

(配偶者からの暴力と児童虐待)

子どもがいる家庭での配偶者に対する暴力は、子どもに対する直接の暴力との関係が指摘されるばかりでなく、子どもに対して、著しい心理的外傷を与える言動を行うことから、児童虐待に当たります。

配偶者からの暴力が、次世代を担う子どもたちの成長に深刻な影響を与えるという観点から も、その根絶を目指さなければなりません。

(被害者の立場に立った切れ目のない支援)

配偶者からの暴力は、通報や相談への対応、一時保護、自立支援等多くの段階にわたり、切れ目のない支援を必要とする問題です。

被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、被害者に、最も身近な行政主体である市町村をは じめ多様な関係機関等による、被害者の意思を尊重した支援を行う必要があります。

また、本道の広域性を踏まえ、関係機関や団体等における適切な役割分担のもと、相互連携を図りながら、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが重要です。

(被害者の保護)

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、個人的問題として矮小化され、加害者も罪の意識が薄く、被害が深刻化しやすいという特性があります。

こうしたことから、被害者の保護に当たっては、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実に努めるなど、被害の未然防止と早期発見、被害者の安全を第一とした迅速で適切な保護が求められています。

(自立支援)

被害者が将来に向けて安心して安全な生活を送ることができるよう、被害者が精神的、身体的ダメージから回復し、精神的、経済的にも自立するために、被害者の状況と意思に応じた多

様な支援が必要とされており、こうした自立支援に向けた総合的な体制づくりを進めていく必要があります。

(関係機関、団体の連携)

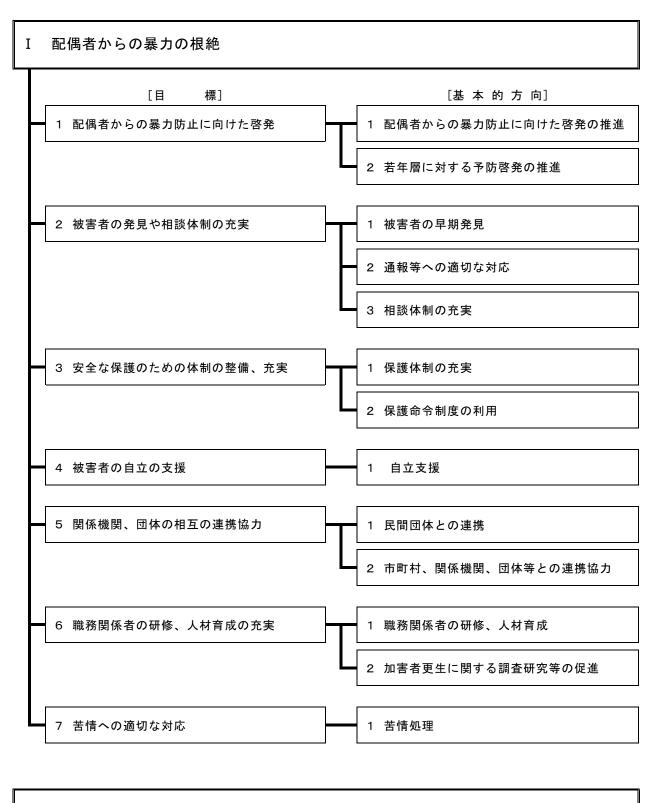
配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に当たっては、啓発、発見、相談、一時保護、自立の各段階で、様々な関係機関、団体がそれぞれの役割に沿って活動や支援を行っています。

それぞれの機関、団体が持つ機能をより有機的に発揮し、総合的、継続的な取組としていく ためには、関係機関、団体が配偶者からの暴力に対する認識を共有し、相談、保護、自立の各 段階で相互に緊密に連携を図りながら、一体的な対応を行うことが求められています。

このような認識を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づき施策を推進します。

- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります。
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 5 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や 自立支援のための切れ目のない支援に向けたネットワークの充実に努めます。
- 6 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究の促進に努めます。
- 7 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。

2 施策の体系



Ⅱ 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

第4 基本的な方向と具体的な取組

I 配偶者からの暴力の根絶

目標 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発

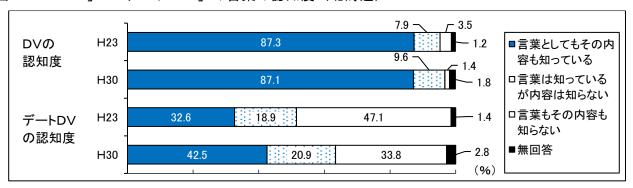
1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。なお、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性や性的マイノリティの方の被害もあります。

そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、パートナーからの暴力等、男女 平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて、加害者含め、男女を問わず全ての人の心に届 く、啓発に取り組みます。

平成 23 年度に実施したDVに関する意識調査では、9 割近くの人がDV(ドメスティック・バイオレンス)を「言葉、内容とも知っている」と回答していた一方で、デートDV(学生などの若者が、交際相手から受ける暴力)については、半数近くの人が「言葉、内容とも知らない」と回答がありましたが、平成 30 年度に実施した道民意識調査では、デートDVについて、言葉を知っている人は、6 割を超えており、認知度が高まってきていることがうかがえます。(図 18)

図 18 「DV」・「デートDV」の言葉の認知度(北海道)



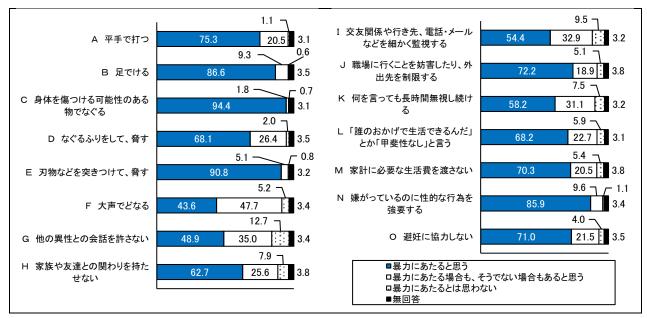
(資料出所:北海道環境生活部「DVに関する意識調査」(平成23年度)、総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

しかし、配偶者からの暴力に関する認識においては、「平手で打つ」、「足でける」、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」などの身体的暴行については、多くの方が配偶者からの暴力と認識していますが、「大声でどなる」、「他の異性との会話を許さない」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」などの心理的攻撃については、3割以上の方がこれらの行為は暴力にあたらないと認識していることから、配偶者からの暴力に関する正しい認識について、啓発を行う必要があります。(図 19)

配偶者からの暴力について相談できる窓口があることについて、「知っている」と答えた人の割合は全体で7割を超えていますが、3割近くの人は、相談窓口があることを「知らなかった」と答えています。(図 20)

なお、これまでに身体的暴行や心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要の被害経験のあったと答えた人のうち、約3割の人は誰かに相談をしていますが、約5割の人は「相談しなかった」と回答されていることから、引き続き、相談窓口の啓発に取り組みます。(図21)

図 19 配偶者からの暴力に関する認識(北海道)



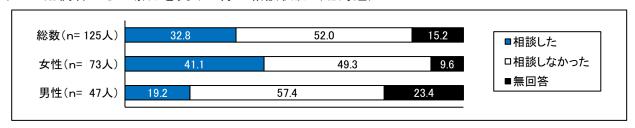
(資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

図 20 相談窓口の認知度(北海道)



(資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

図 21 配偶者からの暴力を受けた際の相談状況(北海道)



(資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査」(平成30年度))

また、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下、「児童虐待防止法」という。)では、児童への暴行等に加え、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることが規定されており、こうした言動から児童を守るための啓発に取り組みます。

さらに、被害者の適切な保護のため、通報や一時保護や保護命令等に関わる具体的な制度について併せて啓発を進めます。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力防止に向けた啓発については、特に次の点について道民の認識を高めるため、関係機関、団体と連携し、より積極的な広報、啓発及び教育に取り組みます。

i 配偶者からの暴力についての認識の一層の浸透

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて啓発に 努めます。

また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力等も含まれることなど、配偶者からの暴力についての認識が一層浸透するよう啓発に努めます。

ii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発

被害者の適切な保護に向け、配偶者暴力防止法の趣旨や内容、保護命令制度の利用のほか、相談窓口や一時保護等、被害者の保護に関わる具体的な制度について啓発を進めます。

iii 児童虐待との関わりについての啓発

配偶者からの暴力が子どもに深刻な影響を与えるものであることを踏まえ、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも、児童虐待に含まれることについても啓発に努めます。

iv 外国人や障がい者への啓発

日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者に対して、適切に情報が提供されるよう努めます。

[取組]

- 道のホームページなどの広報媒体の活用、情報誌の発行等
- 一般道民や企業等を対象としたパネル展やセミナーの開催
- マスメディア(新聞、テレビ、ラジオ等)と連携した啓発活動
- 市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動
- 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者へのリーフレット等 を活用した啓発

2 若年層に対する予防啓発の推進

配偶者からの暴力を防止するためには、学校、家庭、地域など、あらゆる場で人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

とりわけ、若年層に対しパートナーからの暴力の問題について考える機会を提供することは 有用であることから、関連機関や民間団体との連携により、若年層を対象とした啓発活動に取 り組みます。

なお、若年層への啓発に当たっては、インターネットなど多様な媒体を活用するなど、効果 的な手法について工夫に努めます。

また、学校では、人権教育の中でこの問題を取り上げるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、パートナーからの暴力に関する予防教育を行うことが求められることから、教員や学校関係者に対する理解の促進を図ります。

〔施策の方向〕

i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進

学校、家庭、地域社会において、人権尊重や男女平等参画の視点に立った教育を進めます。

[取組]

- 子どもの人権や男女平等参画に関する教育の推進
- 学校関係者を対象とした研修会の開催による配偶者暴力や交際相手からの暴力に関する理解促進
- 学校における予防教育の推進
- 学校教育関係者との連携による学習に必要な教材等の作成

ii 若年層への効果的な啓発の推進

交際相手からの暴力に関する若者への理解促進と相談窓口の周知を図ります。

「取組)

- ホームページやリーフレットに掲載するチェックリストの活用などによる若年層への啓発
- 若年層を対象とした予防啓発の充実
- 青少年団体と連携した啓発活動
- 学校教育関係者との連携による交際相手からの暴力に関する知識や相談窓口の周知、啓発

目標2 被害者の発見や相談体制の充実

1 被害者の早期発見

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいという特性があります。 このため、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応が求められています。

(1)通報による早期発見

配偶者の暴力から被害者を保護するためには、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、通報等により暴力を発見することが必要です。

そのためには、一般の方々からの通報等、被害者の身近な方々の支援が重要です。 また、学校や児童相談所、保健所などとの連携や啓発を一層進めることが必要です。

〔施策の方向〕

i 通報の意義についての啓発

配偶者暴力防止法では、一般の方々に対し、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、早期発見の意義等について、様々な機会を活用して啓発に努めます。

ii 関係機関への通報の啓発

学校や児童相談所、保健所など配偶者からの暴力の早期発見につながる可能性のある機関や団体等への啓発に努めます。

[取組]

- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用
- 学校や児童相談所、保健所などの関係機関や団体、市町村等に対する積極的な情報提供

(2) 医療関係者等からの通報

医師その他の医療関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等。以下「医療関係者」という。)は、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあり、配偶者暴力防止法においても、医療関係者が業務を行うに当たって被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされ、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされています。

このため、医療関係者には、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して 積極的に通報を行う役割が期待されます。

一方、通報に当たっては、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要であり、通報の同意を得られない場合は、被害者自らの意思に基づき配偶者暴力相談支援センターや相談機関等を適切に利用できるよう、関係機関に関する情報を提供することが必要です。

医療関係者からの通報は、信頼関係と安全確保の観点から、原則として、被害者の明示的 な同意が確認できた場合に行うことが望ましいと考えられますが、被害者の生命又は身体に 対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

また、民生委員、児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあり、被害者の発見や通報において積極的な役割が期待されます。

〔施策の方向〕

i 医療関係者への啓発

医療関係者に対し、通報や情報提供に関する法の規定と、被害者を発見した際の対応について、 医師会等関係機関と連携した啓発に努めます。

ii 被害者保護に向けた連携

配偶者からの暴力について、情報交換を行うなど、医療関係者との連携に努めます。

〔取組〕

- 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護 に向けた連携
- 相談機関に係る情報が、被害者に確実に提供されるよう、医療関係者に対する周知
- 配偶者からの暴力に関する会議等への参画等による連携の推進
- 救急救命士など救急隊員への配偶者暴力防止法の趣旨の周知

iii 福祉関係者との連携

民生委員、児童委員などは、相談業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあることから、適切な対応ができるよう、連携に努めます。

[取組]

- 北海道民生委員、児童委員連盟が開催する研修会への講師派遣や研修資料の提供 など、被害者の発見、保護に向けた連携
- 関係機関連絡会議における「民生委員・児童委員向け相談対応マニュアル」の周知と、 研修を通じた利用の促進

2 通報等への適切な対応

通報を受けた配偶者暴力相談支援センター又は警察官は、被害者の安全確保を第一として、 被害防止の措置や被害者の相談、一時保護の迅速かつ適切な対応が求められます。

(1) 配偶者暴力相談支援センター

〔施策の方向〕

i 被害者の安全確保

被害者の安全確保を第一に、警察官や市町村などの関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、被害者が高齢者又は障がい者で、通報の内容から虐待に当たると思われる場合は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124号)」又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79号)」に基づき、市町村に通報するとともに、その後の支援に際して、市町村と十分な連携を図ります。

〔取組〕

- 通報を受けた場合の被害者の安全の確認
- 通報者に対し、加害者に知られないように被害者に配偶者暴力相談支援センターに関する情報を提供してもらうよう協力依頼
- 道立女性相談援助センターにおける医療機関専用電話の活用による通報への適切な対応
- 被害者に対し、配偶者暴力支援センターが行う支援の説明など安全確保の助言や必要 な保護を受けることを勧奨
- 危険急迫の場合は、警察に通報するとともに、被害者に、一時保護を受けることを勧奨
- 通報者の氏名等を公にすることがないよう注意
- 高齢者虐待又は障がい者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届け出に 関する説明を行うなどの支援を実施

(2)警察

〔施策の方向〕

i 被害の防止

警察官は、通報やパトロールでの発見により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)そ

の他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

〔取組〕

- 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置
- 被害者に対して、事案に応じた自衛措置の教示その他の援助
- 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度の教示等

3 相談体制の充実

本道においては、その広域性を考慮して相談体制の充実を図る必要があり、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるよう、きめ細かな対応を図ることが重要です。

現在、道内 20 か所の配偶者暴力相談支援センター(全道 16 か所、札幌市 2 か所、旭川市、 函館市各 1 ヶ所)のほか警察署や民間シェルター、市町村、民生委員、児童委員、人権擁護機 関、福祉事務所、保健所等が配偶者からの暴力や関連する問題について、相談対応を行ってい ます。

また、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH さくらこ)にも、 配偶者からの暴力についての相談が寄せられています。

配偶者からの暴力に関する相談は、内容が多岐にわたることから、配偶者暴力相談支援センターやその中核的機関である道立女性相談援助センターの相談機能を充実するとともに、福祉、保健、人権擁護、教育など関連する専門分野の機関や団体、市町村とのネットワークの充実を図るなど、全道的な相談体制の整備に努めます。

被害者の身近な相談機関として、市町村の関係部署や地域の保健所などは重要な役割を果たしています。特に、市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、今後、一層市町村との連携を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、国や道、民間団体の調査において、配偶者からの暴力が行われている家庭では、同時に児童への暴力との関係が指摘されていることから、児童相談所等の関係機関との連携も重要です。児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に含まれることが規定されていることから、特に同伴する子どもに関して、児童相談所等の関係機関と連携し、保護及び支援等適切な対応に努めます。

被害者への相談対応に当たっては、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど被害者の人権に配慮した対応に努めるとともに、性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に努めます。

(1) 配偶者暴力相談支援センター

道の配偶者暴力相談支援センターとして、現在、道立女性相談援助センター、北海道環境 生活部くらし安全局道民生活課女性支援室及び各(総合)振興局保健環境部環境生活課(14 か所)の合計 16 か所が設置されており、各センターでは、配偶者からの暴力の相談に対して、 必要な助言等を行っています。

また、中核施設である道立女性相談援助センターでは、被害者の心身の健康を回復させる ための心理相談や自立支援、保護命令制度についての情報提供、関係機関との連絡調整等の 支援を行っています。

このほか、道では、視覚障がいのある相談者向けの点字版リーフレットを作成し、各配偶者暴力相談支援センターや市町村に配付しています。

被害者からの相談に対応するために、引き続き、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化と関係機関との連携の充実に努めます。

[施策の方向]

i 道立女性相談援助センターの相談機能の強化

道立女性相談援助センターには、相談や心理判定等を担う職員をはじめ、嘱託医等を配置しており、道の中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、他の相談機関からの処遇困難なケースに関わるアドバイス要請に対応できるよう、相談機能の強化に努めます。

また、福祉、保健、人権擁護、教育等に関連する専門分野の機関、団体との連携を図り、 多様な相談に対する機能の充実に努めます。

ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備

環境生活部くらし安全局道民生活課は、国及び関係機関からの情報提供、広報啓発、統計調査等、配偶者暴力防止施策に係る総合調整機関としての機能を果たすとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、全道的な相談体制の整備に努めます。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進

(総合)振興局の配偶者暴力相談支援センター(各(総合)振興局保健環境部環境生活課(14ヶ所))は、被害者に身近な市町村や地域の関係機関との連携を図るため、地域のネットワークの充実に努めます。

iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進

関係機関と連携し、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権に配慮した対応に努めるとともに、被害者が、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に、支援が受けにくいことにならないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うよう努めます。

v 配偶者からの暴力から子どもを守る相談体制の整備

児童相談所等との連携による、同伴の子どもに対する相談体制の整備に努めます。

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所、市町村、福祉事務所、 警察等の関係機関と連携し、子どもの保護及び支援のため、適切に対応します。

また、各市町村の要保護児童対策地域協議会とも連携協力します。

〔取組〕

〈道立女性相談援助センター〉

- 道の中核的な施設としての機能の充実
- 関係機関との相互連携を進めるなど相談体制の一層の充実
- 弁護士による法律相談の実施

〈配偶者暴力相談支援センター(道立女性相談援助センターを含む)〉

- 日本語の理解が十分でない外国人の被害者や障がいのある被害者からの相談に適切に 対応できるよう必要な研修等の充実
- 道立精神保健福祉センター等との連携による精神障がい等の問題に関する相談対応
- 関係機関に対する全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信
- 全道及び地域の関係機関連絡会議開催による情報共有

(2)警察

被害者からの相談において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、警察がとり 得る各種措置を教示した上で、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対 応を行うとともに、相談事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ て捜査を開始するほか、刑事事件としての立件が困難であると認められる場合であっても、加害者 に対する指導警告を行うなどの措置を講じます。

〔施策の方向〕

i 相談体制の充実と関係機関との連携

警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応していきます。

配偶者からの暴力は、身体に対する暴力に限られず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携をさらに強化していきます。

[取組]

- 加害者に対する事件化の検討、厳正かつ積極的な捜査、指導警告、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒等の保護措置
- 被害者に対して、被害を自ら防止するための措置、配偶者暴力防止法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等
- 女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮
- 被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合の必要 な援助
 - a 避難その他の措置の教示
 - b 加害者に住所又は居所を知られない方法の教示
 - c 被害者が配偶者からの暴力等による被害を防止するための交渉を円滑に行うための 措置
 - d その他申出に係る配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するために適当と認める援助
- 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じた被害の届出の働きかけ
- 事案の兆候をいち早く把握するとともに、被害の未然防止、拡大防止を図るための関係機関との連携

(3) 市町村との連携

市町村は、配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援や、適切な保護を図る責務を有しており、配偶者暴力防止法第3条においては、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされています。北海道の広域性を考慮すると、身近な行政主体である市町村に支援の窓口となる配偶者暴力相談支援センターが設置されることが重要と考えます。

市町村は、基礎自治体として、福祉・保健・教育等多くの関係部署があり、被害者支援につな がる多様な機能を有しており、相談から自立支援まで重要な役割を担っていることから、被害者 の身近な相談機関である市町村との連携を強め、被害者の身近な相談体制の充実を図ります。

[施策の方向]

i 市町村の相談窓口との連携と支援

被害者に身近な相談窓口としての市町村による支援がより効果的に推進されるよう連携を進めます。

[取組]

- 被害者の相談に対して、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ
- 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実
- 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた必要な支援
- 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等
- 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要な財政措置に関わる国への要望

(4) その他関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターや警察署、民間シェルター、市町村のほか、民生委員、児童委員、 人権擁護機関、福祉事務所、保健所、北海道被害者相談室や性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)等も相談機関としての役割を担っており、今後、一層、各機関との連携 を深め、被害者の身近な相談体制の充実に努めます。

また、広域性を有する本道では、被害者の相談業務や、同行支援、自立支援等の機能を担う民間シェルターが地域において重要な役割を果たしていますが、運営基盤が脆弱かつ不安定であることから、配偶者暴力の被害者支援を円滑に推進する上で、民間シェルターの運営基盤の強化が課題となっています。

〔施策の方向〕

i 全道的な相談機関のネットワークの充実

被害者の相談窓口として民間団体、民生委員、児童委員、人権擁護機関、福祉事務所、保健所、児童相談所等とのネットワークの充実に努めます。

ii 多様な相談体制の整備

多様な相談に対応するため関係機関との相互連携を進め、相談、支援体制の充実を図ります。

iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

各(総合)振興局ごとに、地域の関係機関とのネットワークの充実に努めます。

[取組]

- 民間シェルターとの連携
- 民間シェルターが行う相談活動及び自立支援活動に対する支援
- 民間シェルターの運営基盤の安定強化及び被害者支援の活動に対する補助制度などの 創設に関わる、国への要請
- 民生委員、児童委員との連携
- 人権擁護機関との連携
- 関係機関連絡会議における人権擁護委員向け相談対応マニュアルの周知・利用促進
- 福祉事務所との連携
- 北海道被害者相談室及び性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH さくらこ)との連携

目標3 安全な保護のための体制の整備、充実

1 保護体制の充実

被害者が加害者から逃れ、身の安全を図るためには、緊急に避難できる場所が必要です。

一時保護は、配偶者暴力防止法により、都道府県の責務とされています。

道内における被害者の一時保護は、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮し、厚生労働大臣の定める基準を満たす民間シェルターなどに委託して行っています。

また、この他、被害者本人の意思や状況、同伴者の有無等を勘案し、婦人保護施設や母子生活支援施設、児童相談所等の一時保護所を活用した対応に努めています。

一時保護の場合、被害者や同伴する子どもに対する加害者からの追及のおそれもあることから、福祉事務所や警察等関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

また、障がい者虐待や高齢者虐待、児童虐待に当たる場合は、家庭への支援が必要となり、市町村の果たす役割が大きいことから、市町村と密接な連携を図ります。

被害者の人権への配慮、秘密の保持、同伴する子ども等の保護等、安全で安心な保護に努めるとともに、日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への対応について配慮します。また、男性の被害者についても、平成 27 年からは、一時保護を行っています。

(1) 道立女性相談援助センター (婦人相談所)

道では、道立女性相談援助センターが、市町村や警察等の関係機関と連携し女性の被害者の一時保護(夜間及び休日の緊急時も対応)を行っています。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう、相談、心理判定、支援担当職員及び保育士、弁護士、嘱託医、看護師等の職員を配置し、相互に連携しながら、入所者に対する自立支援に関する相談や心理的支援、同伴する子どもの保育支援等を行っています。

また、弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」、内科医による「健康相談」を実施しています。

同伴する子どもに対しても、心理教育を行うとともに、必要に応じて心理判定を行うなど 児童相談所と連携し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。

〔施策の方向〕

i 受入れ態勢の充実

被害者が安心して援助を受けることができるよう被害者の心身の健康の維持、回復や同伴する子どもの学習機会の確保など、受入れ態勢の充実に努めます。

ii 関係機関との緊密な連携

一時保護に当たっては、警察や福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図るよう努めます。

また、高齢や障害など複合的な問題を抱える被害者の支援について、関係機関との連携強化を進めます。

〔取組〕

- 警察等との連携による加害者の追求からの安全確保
- 弁護士・嘱託医による専門相談の実施
- 被害者の状況に応じた入所期間の弾力的対応
- 心理的回復を目的とした心理的支援プログラムの実施
- 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携
- 児童相談所等との連携による同伴する子どもの適切な保護及び支援
- 教育関係機関の協力による同伴する子どもの教育機会の確保
- 入国管理局等との連携による外国人被害者の支援、通訳の確保等の体制づくり
- 一時保護に関する他都府県との広域的な連携
- 入所者が安全・安心に生活できる施設の維持、運営

(2) 一時保護を委託する施設

広域な本道において適切な一時保護を実施するため、道内の民間シェルターなど 12 カ所に 一時保護を委託しています。

道内の一時保護件数は、配偶者暴力防止法施行以降、概ね、300件前後で推移しています。 一時保護件数全体の中で、特に、民間シェルターへの委託による保護件数が半数以上を占め ており、広域な面積を有する北海道にあっては、各地域で活動する民間シェルターは、重要 かつ大きな役割を果たしています

[施策の方向]

i 全道的な一時保護体制の充実

民間の一時保護委託施設では、被害者に対する相談から一時保護、自立まできめ細かな支援が行われており、道が行う被害者の支援対策を補完する役割を担っていることから、今後も連携し、一時保護体制の充実に努めます。

〔取組〕

- 支援活動を行っている施設、団体との連携の確保
- 社会福祉施設等への委託による男性被害者の一時保護等の実施

2 保護命令制度の利用

保護命令制度は、配偶者からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話等禁止命令、を内容とする「保護命令」を発令し、加害者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度です。

配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等では、被害者が 保護命令の申立てを希望する場合に、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て 先の裁判所との連絡や申立てについての助言等の支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 保護命令制度についての周知

被害者に対して、自分と子どもの生命又は身体の安全を確保する保護命令制度についての周知に努めます。

ii 保護命令についての適切な助言と支援

被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう、申立先や申立書の記入方法について助言するとともに、関係機関との連絡など支援に努めます。

なお、保護命令の発令には、裁判官が当事者の意見を聞く手続きを経なければなりませんが、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、その手続きを経ずに発令するようにその事情を申し出ることができることなどについても、助言します。

また、被害者が保護施設等を退所する場合や遠隔地へ避難する場合等において、被害者の 住所又は居所を管轄する警察署や新たな避難先になる地方公共団体と連携を図り、被害者の 安全確保に努めます。

[取組]

- 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
- 申立先の裁判所との連絡や助言などの支援
- 他の相談機関等においても、保護命令制度について適切な助言が行われるよう情報提供
- 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の実施
- 保護命令通知書を受けた場合の警察や地方公共団体と連携した被害者の安全確保

[警察における対応]

- 被害関係者等に対する緊急時の迅速な通報等についての教示
- 被害関係者等に対する安全を確保するための措置の助言
- 加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告

目標 4 被害者の自立の支援

1 自立支援

被害者の自立を促進するためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用が適切に行われる必要があります。

平成 29 年度の一時保護所退所者 219 人の退所後の状況は、新たに住宅を借りるなどして生活を始めた人が 116 人(約 53%)、次いで実家や親族宅等への帰郷が 27 人(約 12%)となっており、入所前直近の住居に帰宅された人も 28 人(約 13%)いました。また、124 人(約 57%)が生活保護を受けている現状にあります。

配偶者暴力相談支援センターや一時保護委託施設では、被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し公共職業安定所(ハローワーク)からの求人情報の提供や生活保護等に関わる福祉事務所との連絡調整、保護命令の手続や離婚調停手続の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいます。

被害者の自立支援を円滑に行うためには、それぞれの関係機関、団体の持つ支援機能が総合的、継続的に働くよう、支援体制を整備していくことが求められます。

また、市町村は住民に身近な行政機関として、住民基本台帳等の閲覧制限、国民健康保険被保険者証の交付、公営住宅の入居等の手続、保育所への入所相談等、様々な被害者支援の業務を行う機能を有していることから、総合的な自立支援に向け、より密接な連携を図る必要があります。

一時保護施設を退所した後も専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活を はじめた被害者に対し、関係機関による相談等の支援が途切れることのないよう配慮すること が必要です。

〔施策の方向〕

i 総合的な支援体制の整備

被害者の自立に向けて、就業の促進や住宅の確保、援護等、総合的な支援に努めます。また、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

「取組)

- 「DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブック」の周知、利用促進による関係機 関との連携の充実と情報提供
- 各市町村において、ワンストップ・サービスが促進されるよう情報提供
- 事案に応じ被害者への同行支援を実施

ii 就業の促進

被害者が自立する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが重要です。 被害者の状況に応じ、ハローワークと連携して情報提供や助言を行うなど就業の支援に努めます。

[取組]

- ハローワークにおける求人情報や相談等、支援に関する情報の収集や提供、助言
- 職業訓練制度等についての情報提供や助言
- ハローワークの窓口における被害者への理解と配慮をハローワークに要請
- 就業に関する各種研修情報の提供
- 母子家庭等就業・自立支援センターの活用に関わる積極的な情報の提供、助言
- 生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供

iii 住宅の確保

地方公共団体における住宅部局や福祉部局のほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が 緊密な連携を図り、被害者の実情等に応じて、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する的確な情報提供を行うとともに、国が運用する「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用するなど、 被害者の居住の安定が図られるよう対応に努めます。

被害者の公営住宅への優先入居等について、地域の住宅事情や管理の状況等を総合的に勘案した 適切な対応が図られるよう各市町村に技術的助言や情報提供を行うとともに、道営住宅における取 扱いについて被害者の実情等に応じた適切な対応に努めます。

〔取組〕

- 公営住宅空き状況等の情報提供
- 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、市町村に技術的 助言や情報提供
- 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置や単身被害者の同居親族要件の緩和措置
- 民間の家賃債務保証会社等に関する情報提供
- 北海道居住支援協議会における住宅確保要配慮者及び民間住宅に関する情報の共有

iv 援護制度の活用

被害者の自立に当たり、生活保護、児童扶養手当等の援護制度が必要な役割を担うことから、関係機関と連携し、円滑な対応が図られるよう努めます。

ア 生活保護

[取組]

- 被害者に対して、生活保護制度の適用に関わる市町村等への相談についての情報提供
- 市町村や福祉事務所に対して、研修等を活用した配偶者からの暴力被害についての 理解促進

イ 児童扶養手当

〔取組〕

○ 同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先などのきめ細やかな情報提供

ウ 母子生活支援施設

〔取組〕

○ 同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用についての情報提供

v 健康保険に関する適切な情報提供

被害者が加害者の扶養家族となっている場合、健康保険証の使用により、加害者に居所が知られる可能性があることを被害者に周知するとともに、新たな健康保険証の取得の方法等について情報提供を行います。

[取組]

- 健康保険証の取得方法等についての情報提供
- 健康保険証を取得するために、加害者の扶養親族から外す場合に、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行

vi 国民年金に関する適切な情報提供

被害者が不利益を被らないよう、被害者の状況に応じ、国民年金の加入手続について情報 提供を行います。

[取組]

○ 相談機関が被害者に適切に情報提供をできるよう、相談機関に対して、年金の取扱い などを周知

vii 同居する子どもの就学等

教育委員会及び学校と連携を図り、同居する子どもの就学等に関わる必要な措置について、被害者に助言等を行います。

また、転校等に際し、被害者の子どもの学ぶ権利が侵害されることのないよう学校関係者に対する理解の促進に努めます。

〔取組〕

〈被害者に対して〉

- 接近禁止命令が発令された場合に学校に申し出るよう助言
- 保育所や保育サービスに関する情報提供

〈教育委員会や学校に対して〉

- 接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知
- 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報について適切な管理を要請
- 学校における被害者の子どもの受入れ等に関する対応マニュアルの作成を要請
- 家庭教育カウンセラー相談事業や、子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラ ーの活用

viii 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の保護を図る観点から、市町村においては、被害者から申出があった場合、住民基本台帳の閲覧制限等の措置が執られています。

被害者の安全のため、情報の保護に努めるとともに、被害者に対して助言等を行います。 また、被害者が外国人である場合や交際相手からの暴力の場合でも支援の対象となること に留意して、適切に対応します。

[取組]

- 適切に住民基本台帳の閲覧制限等の申出が行われるよう、被害者に情報提供
- 被害者の情報を加害者等に提供することがないよう市町村に対し周知徹底

ix その他

その他、被害者の自立支援に向けた取組に努めます。

〔取組〕

- 離婚調停手続の相談対応
- 法律相談窓口、民事法律扶助制度の紹介
- 母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付けや相談対応等の実施、支援
- 道立女性相談援助センターにおける一時保護所退所後の被害者への必要に応じた継続 的な支援
- 長期(概ね1年)の援助が必要な被害者に対する婦人保護施設における支援
- 市町村に対して、被害者の個人情報の適切な管理の要請

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

1 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国や地方公共団体のほか、被害者の保護、自立支援等に積極的に活動している民間シェルターや母子生活支援施設等の民間団体と緊密に連携を取りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

民間シェルターでは、被害者保護や自立支援のため活発に活動しており、被害者の保護に当たり、 柔軟で機動的な対応を行うとともに、配偶者からの暴力の相談においても、身近な相談機関としての 役割を果たしています。

しかし、民間シェルターは、会員からの会費収入を主な収入としているため、その財政基盤は脆弱であり、民間シェルターの所在する市町村などにおいて、民間シェルターへの財政支援が行われている例もあります。

母子生活支援施設は、同伴する子どものいる母親を対象とする施設であり、社会福祉援助技術及び 自立支援のノウハウを生かし、同伴する子どもへの支援を行うなど、子どもを伴う被害者に対する専 門的な支援を行っています。

〔施策の方向〕

i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を図り、被害者への支援体制の充実に努めます。

[取組]

- 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実
- 民間シェルターとの連携及び支援
- 母子生活支援施設との連携

2 市町村、関係機関、団体等との連携協力

被害者の保護及び自立支援を効果的に実施するためには、国、地方公共団体を始めとする多様な機能を持った関係機関や民間団体が相互に連携し、共通認識を図るとともに、適切な保護や自立支援が切れ目なく行われるよう、それぞれの役割を明らかにし、相互連携する仕組を構築していく必要があります。

国の基本方針において、都道府県と市町村の基本的役割が示されており、道では一時保護等の実施や市町村への支援、職務関係者の研修等の広域的な施策を行うなど被害者の支援における中核としての役割を果たしていきます。

また、市町村には、人口規模等の地域の状況に応じ、相談窓口の設置や緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援を行うなど身近な行政主体としての役割が発揮される ことを期待します。

また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要であり、 継続的な連携が必要です。

道では、広域的な連携を図るため、全道的な連絡会議として「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置するとともに、各地域における連携を図るため、地域ごとに「(総合)振興局地域連絡会議」を設置しています。

〔施策の方向〕

i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実

警察本部、地方裁判所、医師会、弁護士会等の関係機関、団体による全道的ネットワークを活用して、配偶者からの暴力の防止と被害者からの相談や一時保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進します。

ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進

地域ごとの具体的な支援に向け、警察署や市町村、民間シェルター、母子生活支援施設などの関係機関、団体のネットワークを活用し、問題解決に向けた協力関係の充実を図ります。

iii 市町村基本計画に対する支援

配偶者暴力防止法第2条の3第3項により、市町村において基本計画の策定が努力義務とされていることから、策定のための支援に努めます。

[取組]

- 情勢に合わせた関係機関が参加した関係機関等連絡会議における情報交換や事例研究 による相互連携
- 各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的 かつ適切な被害者対応
- 関係機関向けに作成した相談支援対応マニュアルを活用し連携
- 市町村基本計画を策定する際参考となるひな型の周知など策定のための支援

目標 6 職務関係者の研修、人材育成の充実

1 職務関係者の研修、人材育成

被害者の相談対応や自立支援等を適切に行うためには、職務上関係のある者が、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上で対応することが重要になります。

被害者は配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分配慮するとともに、被害者の人権を尊重し、理解不足により被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に二次被害が生じないよう配慮する必要があります。

また、相談等に当たる職務関係者については、職務内容を考慮し、遂行の過程で心身の健康 が損なわれることのないように配慮する必要があります。

道では、全道の関係機関職員を対象に「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」を開催するとともに、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会を開催するほか、「女性相談援助関係機関等連絡会議」及び「(総合)振興局地域連絡会議」を設置し、情報交換、事例研究等により情報の共有化を図るなど、人材育成に向けた取組を進めています。

〔施策の方向〕

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者への相談対応や自立支援等を 行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。

i 専門性を高める研修の推進

より適切な被害者保護に向けて、被害者心理を踏まえた面接技法等の専門性を高める研修の実施に努めます。

ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者への相談対応や自立支援等が適切に 行われるよう関係機関、団体への情報提供や研修を実施するとともに、研修に対する支援に努めます。

iii 相談担当職員に対する配慮

精神的な負担の多い相談担当職員がバーンアウト等で心身の健康が損なわれることのないよう配慮します。

[取組]

- 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」の実施
- 配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の実施
- 女性相談援助関係機関等連絡会議や(総合)振興局地域連絡会議等における情報交換、 事例研究等による情報の共有
- 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施
- 面接技法、被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門 研修の実施
- 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備
- 関係機関、民間団体との協働による研修の実施

2 加害者更生に関する調査研究等の促進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者に自らの責任を認識させる啓発や更生のための指導等が必要です。

国では、平成 14 年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施しており、 平成 17 年度に取りまとめられた「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」 では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、プログラムの有効性についての明 確な結論が得られていないなどの理由から、「国が任意参加による加害者更生プログラムにつ いて本格的に関与することは、現時点においては、その条件が整っていないと言わぜるを得な い。」との報告がされています。

その後、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、加害者更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされており、平成28年3月に内閣府が発表した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、「加害者プログラムを被害者支援の一環として進めていくためには、国において、一定の実施基準やマニュアルが策定されることが望ましい。」とされています。

加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前 D V 」等の虐待を受けている被害者の子どもの安全、安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待されることから、国における今後の検討が待たれます。

〔施策の方向〕

i 加害者更生の研究促進に係る国への要請

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のため、加害者への対応の充実に向けて、国における加害者プログラムの実施に係る基準やマニュアルの策定、プログラム実施者の養成など、加害者更生のための具体的手法の早急な開発及び必要な法制度の整備について国に要請します。

ii 情報収集

国の調査研究や他都府県の動向、民間団体が実施する加害者更生のための取組等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。

iii 普及啓発

配偶者からの暴力の再発を防ぐためには、加害行為を繰り返さないように、加害者の意識改革を図る必要があることから、啓発の実施に当たっては、他都府県の取組事例も参考とし、加害者を含め、男女を問わず全ての人の心に届く普及啓発となるように努めます。

〔取組〕

- 加害者更生のための具体的手法の早期開発及び必要な法制度の整備について要請
- 国、都府県、民間団体の取組についての情報収集
- 道の広報媒体、リーフレット、インターネットを活用した普及啓発

目標7 苦情への適切な対応

1 苦情処理

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等に関わる被害者からの苦情については、それぞれの機関で対応していますが、各機関において、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努める必要があります。また、その際には、申立人に二次被害が生じることのないよう努める必要があります。

〔施策の方向〕

i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

〔取組〕

- 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ
- 苦情申立者への処理結果や状況についての説明
- それぞれの機関の苦情処理制度や北海道男女平等参画苦情処理委員制度についての周知
- 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請
- 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修の実施

Ⅱ 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があり、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の 安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、 的確な支援を行う必要があります。

[施策の方向]

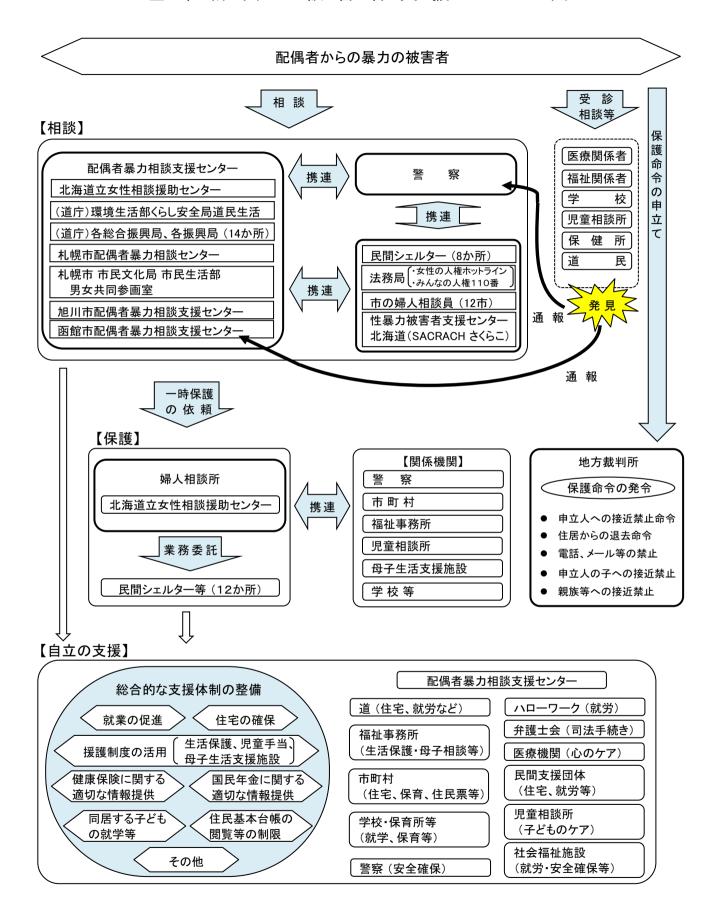
- 1 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、北海道配偶者暴力防止基本計画に沿って道立女性相談援助 センターにおいては、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などと協働しなが ら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童 虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。また、交際相手からの暴力(デートDV)防止のため、若年層への啓発に努めます。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。
- ⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識 啓発の徹底に努めます。
- ⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある方に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある被害者からの相談に応じることができるよう、 体制の整備に努めます。
- ⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。
- ⑧ 被害を防止する観点から、女性に対する暴力の加害者への対応等に関わる国や関係団体に おける取組状況等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。

〔取組〕

- 暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援
- 被害者の適切な保護及び自立支援
- 男女平等参画に関する教育の充実及び意識啓発
- 男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施
- 性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察における被害者相談窓口の 広報及び相談体制の充実
- 犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実
- 労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発
- 外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者への啓発の 充実
- 関係職員の研修及び相談体制の充実

参考資料

基本計画の被害者支援フロー図



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被 害者を保護するための施策を講ずることが必要であ る。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努 めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律 を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法 な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害 な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の 二において「身体に対する暴力等」と総称する。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた 後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ れた場合にあっては、当該配偶者であった者から引 き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとす
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を 防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市 町村基本計画の指針となるべきものを定めるもの とする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計 画(以下この条において「都道府県基本計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方 針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当 該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「市町村基本計画」とい う。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必 要な助言その他の援助を行うよう努めなければな らない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一被害者に関する各般の問題について、相談に応 ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機 関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的 又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う こと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の 保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解 釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当 たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その者 に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用につ いて、その有する情報を提供するよう努めなければ ならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護について の説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が 行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九 年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二 十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めると ころにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配 偶者からの暴力による被害の発生を防止するため に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につ いては、方面本部長。第十五条第三項において同 じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けて いる者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防 止するための援助を受けたい旨の申出があり、その 申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力 を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定め るところにより、当該被害を自ら防止するための措 置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発 生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を

図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る 職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出 を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよ う努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し 害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この 章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章 において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴 力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対す る暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその 婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で あった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶 者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場 合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場 合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。同号において同じ。) に より、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそ れが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害 者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者。以下この条、同 項第三号及び第四号並びに第十八条第一項におい て同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずる ものとする。ただし、第二号に掲げる事項について は、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生 活の本拠を共にする場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被 害者と共に生活の本拠としている住居から退去 すること及び当該住居の付近をはいかいしては ならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過 する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げる いずれの行為もしてはならないことを命ずるもの とする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪 の情を催させるような物を送付し、又はその知り 得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくは その知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を 害する文書、図画その他の物を送付し、若しくは その知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ の成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を 連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることそ の他の事情があることから被害者がその同居して いる子に関して配偶者と面会することを余儀なく されることを防止するため必要があると認めると きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判 所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止す るため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日 以後、同号の規定による命令の効力が生じた目から 起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。)、就学する学校 その他の場所において当該子の身辺につきまとい、 又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所 在する場所の付近をはいかいしてはならないこと を命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上 であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被 害者の親族その他被害者と社会生活において密接 な関係を有する者(被害者と同居している子及び配 偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第四号において「親族等」と いう。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な 言動を行っていることその他の事情があることか ら被害者がその親族等に関して配偶者と面会する ことを余儀なくされることを防止するため必要が あると認めるときは、第一項第一号の規定による命 令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が 生じた日から起算して六月を経過する日までの間、 当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠と している住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきま とい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通 常所在する場所の付近をはいかいしてはならない ことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意 (当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がない とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管 轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各 号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすること ができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して 配偶者と面会することを余儀なくされることを 防止するため当該命令を発する必要があると認 めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措 置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合 には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲 げる事項についての申立人の供述を記載した書面 で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十 八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなけ ればならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件に ついては、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該 配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の 長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を 求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の 内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター 又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるも のとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の 配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の 長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しく

は保護を求められた職員に対し、同項の規定により 書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求め ることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。
 - ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、 理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速や かにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所 を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知 するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者 暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援 助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書 に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニ までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記 官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容 を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談 支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶 者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっ ては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若 しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相 談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼ さない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定に よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同条 第二項から第四項までの規定による命令が発せら れているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止 をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申 し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第四

項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければなら ない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並 びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につ いて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定 による命令を発した裁判所が前項の規定により当 該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項 の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理 由となった身体に対する暴力又は生命等には対する 脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定には、裁判所はよる 命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配 偶者と共に生活の本拠としている住居から転居できる ない事由により当該発せられた命令の効力が当該 る日から起算して二月を経過する日までにとらが る日からの転居を完了することができないことができ を認めるべき事情があるときに限り、当該命令を 発するものとする。ただし、当該命令を発するとと により当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ず ると認めるときは、当該命令を発しないことができ ると認めるときは、当該命令を発しないことができ
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規 定の適用については、同条第一項各号列記以外の部

分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二 号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項 本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事 項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並 びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中 「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とある のは「同項第一号及び第二号に掲げる事項」とある のは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣 は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に 勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令 に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則 で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当 たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境 等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び 秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害 者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解

を深めるために必要な研修及び啓発を行うものと する。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の 更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回 復させるための方法等に関する調査研究の推進並 びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向 上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支 弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談 所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労 働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う 場合を含む。) に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市 町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託 して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事 務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけれ ばならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道 府県が前条第一項の規定により支弁した費用のう ち、同項第一号及び第二号に掲げるものについて は、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる 費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ht	I.I. who also	Lilianda de Carta
第二条	被害者	被害者(第二十
		八条の二に 規
		定する関 係に
		ある相手 から
		の暴力を 受け
		た者をいう。以
		下同 じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	同条に規定す
	偶者であった	る関係にある
	者	相手又は同条
		に規定する関
		係にある相手
		であった者
第十条第一項	配偶者	第二十八条の
から第四項ま		二に規定する
で、第十一条第		関係にある相
二項第二号第		手
十二条第一項		
第一号から第		
四号まで及び		
第十八条第一		
項		
第十条第 一項	離婚をし、又	第二十八条の
	はその婚姻が	二に規定する
	取り消された	関係を解消し
	場合	た場合
		· =

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用 する第十条第一項から第四項までの規定によるも のを含む。次条において同じ。) に違反した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行 後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措 置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経 過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定

による命令に関する事件については、なお従前の例 による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第百七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過 した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針 (概要)

平成 25 年 12 月 26 日 内閣府、国家公安委員会、 法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村 基本計画

(1)基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における 対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や 専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力 することが望ましい。市町村の支援センターは、 身近な行政主体における支援の窓口として、その 性格に即した基本的な役割について、積極的に取 り組むことが望ましい。また、民間団体と支援セ ンターとが必要に応じ、機動的に連携を図りなが ら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1)配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに 耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接 相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上 で、どのような援助を求めているのかを把握 し、問題解決に向けて助言を行うことが必要で ある。

(2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3)人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 を図るための活動を行う民間団体では、相談業 務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っ ている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、 支援にかかわる職員が連携して被害者に対す る医学的又は心理学的な援助を行うことが必 要である。また、被害者が、地域での生活を送 りながら、身近な場所で相談等の援助を受けら れるよう、支援センターは、カウンセリングを 行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適 切な相談機関を紹介するなどの対応を採るこ とが必要である。

(2)子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な 援助を必要とする子どもに対して、精神科医や 児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリ ング等を実施することが必要である。また、学 校及び教育委員会並びに支援センターは、学校 において、スクールカウンセラー等が相談に応 じていること等について、適切に情報提供を行 うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子ども を支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あ っせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時 保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の 場合において、緊急に保護を求めてきた被害者 を一時保護が行われるまでの間等に適当な場 所にかくまう、又は避難場所を提供すること等 の緊急時における安全の確保は、身近な行政主 体である市町村において、地域における社会資 源を活用して積極的に実施されることが望ま しい。

(2)一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため 緊急に保護すること等を目的に行われるもの であるから、夜間、休日を問わず、一時保護の 要否判断を速やかに行う体制を整えることが 必要である。また、それぞれの被害者の状況等 を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられ る一時保護の方法及び施設を選定することが 必要である。

(3)婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がな される広域的な対応も増加しており、これら地 方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施す ることが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害

者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立 支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用 等の制度が一層活用されることが必要である。 また、都道府県等においては、身元保証人が得 られないことでアパート等の賃借が困難とな っている被害者のための身元保証人を確保す るための事業の速やかな普及を図ることが望 ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情

報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保 や、親族等への接近禁止命令が出された場合 には、当該親族等へその旨連絡すること等、 保護命令発令後の留意事項について情報提 供を行うことが必要である。また、警察と連 携を図って被害者の安全の確保に努めるこ とが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表 者会議、被害者の支援に直接携わる者により構 成される実務者会議、実際の個別の事案に対応 する個別ケース検討会議等、重層的な構成にす ることが望ましい。参加機関としては、都道府 県又は市町村の関係機関はもとより、関係する 行政機関、民間団体等について、地域の実情に 応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1)職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を 十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職 務を行うことが必要である。特に被害者と直接 接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被 害)が生じることのないよう配慮することが必 要である。職務を行う際は、被害者等に係る情 報の保護に十分配慮することが必要である。ま た、被害者には、外国人や障害者である者等も 当然含まれていること等に十分留意しつつ、そ れらの被害者の立場に配慮して職務を行うこ とが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次

的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力 して取り組むことが効果的だと考えられる。啓 発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの 暴力に関する的確な理解と協力が得られるよ う努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の 方法に関する調査研究について、いかに被害者 の安全を高めるか等をその目的とするよう留 意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対 する指導等の実施に向けた調査研究の推進に 努める。また、被害者の心身の健康を回復させ るための方法等について、配偶者からの暴力の 被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与す るため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成 及び資質の向上について、職務関係者に対する 研修等を通じ、十分配慮することが必要であ る。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望まし

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び 支援等に関する基本計画

平成31年(2019年)3月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室 〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5217 (ダイヤルイン)

FAX 011-232-4820

北海道のホームページ「北海道の男女平等参画」のページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/danjo-top.htm